

平成 26 年 11 月

各団体ご担当者 様

厚生労働省労働基準局労働条件政策課

年末年始における年次有給休暇の取得促進に係る  
ポスター及びリーフレットの送付について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 19 年 12 月に「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され（平成 22 年 6 月改定）、この行動指針においては、2020 年までの目標値として、年次有給休暇の取得率 70%、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合（10.0%）の半減が掲げられており、これらの目標の達成に向けては、国民運動を通じた社会的機運の醸成に積極的に取り組むことが重要であると考えています。

また、平成 26 年 9 月 30 日に塩崎厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」が立ち上がり、厚生労働省をあげて長時間労働対策に取り組むこととし、休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけに取り組んでいるところです。

このため、厚生労働省では、年末年始における連続休暇の取得に向けての社会的機運の醸成、来年（年度）の年次有給休暇の計画的付与の促進を図るための周知・広報活動を実施しているところです。

今般、同封のポスター及びリーフレットを作成しましたので、会員企業への周知や、広報誌への掲載等にご活用いただきたくお願い申し上げます。

ポスター及びリーフレットの追加配布を希望される場合は、下記担当あてご一報くださいますようお願い申し上げます。

(担当)

厚生労働省労働基準局労働条件政策課

働き方・休み方改善係 和田

電話：03-5253-1111（内線 5391）